

令和6年度「ふくしまプライド。」情報発信事業業務委託仕様書(案)

1 目的

本業務では、食品の主たる購買層や今後の消費動向を左右する次世代を主たるターゲットとして、テレビを中心としたメディアを活用し、「ふくしまプライド。」(福島県の人々が、日々努力し、誇りを持って作りあげてきた、農産物や県産品、観光サービスなどを、広く全国の方々に伝える福島県のコミュニケーションメッセージ)のコンセプトを踏まえた効果的かつ戦略的なプロモーションを展開することにより、県産農林水産物の認知度・イメージの向上を図り、東日本大震災及び原子力災害のため大きく下落した価格水準を回復させることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) テレビCMの制作・放映

ア 農林水産物の購買促進のためのイメージアップCMを5本以上制作し、県内、関東及び県外主要都市圏のテレビ局の放送番組枠において放映すること。

CMの品目及び本数、放映エリアについては以下を基本とする。

品目	本数	放映エリア
もも	1	県内、関東、関西、北海道
夏野菜	1	県内、関東、関西
水産物	1	県内、関東、関西、中京
米	1	県内、関東、関西、沖縄県
牛肉	1	県内、関東

イ CM制作にあたっては、「ふくしまプライド。」のコンセプトを踏まえ、農林水産物の旬の美味しさを伝える内容とするとともに、ターゲットとなる消費者の購買意欲に、より効果的に働きかけるクリエイティブなものとする。

ウ 県産農林水産物の認知度・イメージを向上させるための効果的な出稿計画を提案すること。出稿計画は、流通実態を踏まえた放送時期やターゲット層への刷り込み効果が高い放送頻度、出稿局の選定、放映時間帯等、具体的な計画とすること。

エ CMにおいては、TOKIOを起用すること。

オ CMの長さは、1本につき15秒～60秒とすること。

カ メディアの露出を高める効果的なCM発表方法について企画を提案すること。

キ CMの効果を促進するパブリシティを企画・実施すること。

ク CMは、テレビ放送の他、福島県ホームページでの配信やイベントにおけるDVDプレーヤーでの再生等を予定していることから、県が指定する形式での納品に対応すること。

ケ 各CMの放映後には、制作費や出稿結果・実施したパブリシティ等について随時報告を行うこと。

(2) テレビCM調査

ア CM各篇の出稿後、CM総合研究所による自然視聴調査及び専念視聴調査を行い、速やかに報告書を提出すること。

*自然視聴調査：関東1都6県在住の消費者から3000サンプルを各エリア人口で按分しアンケートを回収

*専念視聴調査：テレビ番組「CM INDEX」を視聴可能な一般消費者150人よりアンケートを回収

イ その他、CMの効果検証の指標となるデータがあれば速やかに報告すること。

(3) PR資材制作

ア テレビCMと連動したPR資材を制作すること。（グラフィックの企画、デザイン、撮影、印刷含む）

イ デザインの品目はもも、夏野菜、水産物、牛肉、米、全体（前に列挙した5品目全体）の合計6品目とし、テレビCMとの親和性を考慮したデザインとすること。

ウ PR資材の種類はB0ポスター、B2ポスター、B3ポスター、B3ワイドポスター、のぼり、ミニのぼり、スイングポップの7種を基本とし、上記イの6品目のデザインでそれぞれ制作すること。なお、資材ごとの6品目の合計数量の目安は下表の通り。

PR資材の種類	合計数量（6品目合計）
B0ポスター	180枚
B2ポスター	3,200枚
B3ポスター	28,500枚
B3ワイドポスター	18,240枚
のぼり	1,400枚
ミニのぼり	1,800個
スイングポップ	2,200個

エ 百貨店・量販店等における「ふくしまプライド。」フェアでの活用、飲食店等での掲示等も考慮した仕様・デザインとすること。

オ 「ふくしまプライド。」フェアの企画運営を行う事業者と資材発送等について連携すること。

カ 県内外の飲食店等（旧がんばろうふくしま応援店）約2,200店舗を含み、県が指定する場所へ納品すること。

(4) その他

ア 制作したCMや出演タレントを活用した、WEB媒体や印刷媒体等、テレビ以外のメディアでの発信や消費者向けのイベントの実施等、消費者の関心を喚起し、

CMの効果を促進するための効果的な企画を提案すること。

イ 上記の他、目的を達成するために必要な独自の施策があれば提案すること。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 成果品

本事業において作成したものを含めた実績報告書を提出すること。

(1) 実績報告書

(2) 業務の中で作成したもの

なお、各々の様式は、甲乙が協議のうえ定めることとする。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 総括責任者通知書

(3) 完了届

(4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

7 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行うものとする。

8 作業等の打ち合わせ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行うものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲乙が協議の上定めることとする。